

今月の
テーマ

電子取引データの保管はすべての事業者に義務化

2024年1月1日から、電子帳簿保存法（電帳法）に基づく電子取引のデータ保存に関するルールが変わります。改正が繰り返され、非常にわかりづらくなっているため、今回は電子取引のデータ保存に絞って解説します。

Q1

いよいよ電子取引のデータ保存の義務化がスタートしますが？

電帳法には、電子帳簿等保存、スキナ保存および電子取引のデータ保存の3種類についてそのルールが定められています（本年7月号参照）。電子帳簿等保存とスキナ保存は、利用したい事業者が利用することになりますが、電

子取引のデータ保存については、すべての事業者が対応しなければなりません。ただし、この電子取引のデータ保存は、義務化が2023年末まで猶予されています。その猶予が解除、いよいよ2024年1月から義務化がス

タートとなりますので、すべての事業者が対応を余儀なくされます。そこで今回は、電子取引のデータ保存に絞って具体的な対応方法を解説することにしました。

Q2

電子取引とは？

電子取引とは、電子メールで受信した請求書、クラウドサービスで発行した契約書、ウェブサイトからダウンロードしたPDFの領収書、自社が電子メールに添付して送信したPDFの請求書など、紙ではなく電子データで取引情報をやり取りするものです。すでに皆様も多く使われているのではないのでしょうか。

電子データを保存する際は
検索機能と真実性の確保が必要



Illustration: ヤマグチカヨ

Q3

2024年1月からはどうなるの？

猶予中は、電子取引のデータをプリントアウトして紙で保存することが認められていましたが、今後は電子データで保存することが義務づけられます。また電子データで保存する際の要件として、検索要件、真実性確保要件が求められます。

検索要件は、日付、取引先、取引金額で検索ができるようにすることです。これらの情報をファイル名に付したり、フォルダごとに区分して保管したりする必要があります。真実性確保要件は、タイムスタンプを付与したり、訂正削除の履歴が残るシステムを活用したり、あるいは「訂正や削除の防止に関する事務処理規定」を定める必要があります。

Q4

小規模・中小企業はどのように対応すればよいですか？

2024年1月以降、電子取引のデータは電子データで保存するのは必須です。そのうえで、Q3の2つの要件をいかに満たすかです。

検索要件については、2023年度税制改正により、検索要件を不要とする対象者が見直されています（図表1）。図表1の

①②のいずれかに該当する場合は、検索要件が不要になります。

とくに②については、売上高にかかわらずすべての事業者が検索要件不要となりますので、これに該当するよう準備をするといのではありませんか。

真実性確保要件については、「訂正や削除の防止に関する事務処理規定」を定める方法が現実的です。これは国税庁サイトにサンプルが掲載されています。

図表1 検索要件を不要とする措置の対象者（①、②のいずれか）

①	基準期間（2課税年度前）の売上高が5,000万円以下の保存義務者（2023年度改正前は1,000万円以下）
②	電子取引データをプリントアウトした書面を、年月日、取引先ごとに整理された状態で提示・提出できるようにしている保存義務者

図表2 新たな猶予措置の対象者（①、②をいずれも満たすこと）

①	所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請などは不要）
②	税務調査などの際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データを「プリントアウトした書面の提示・提出の求め」にそれぞれ応じることができるようにしている場合

Q5

対応できない場合の救済措置は？

2023年度税制改正において、新たな猶予措置が設けられました。図表2の①と②の要件をいずれも満たしている場合は、検索要

件や真実性確保要件は不要で、電子取引データを単に保存しておけばよい、ということになりました。